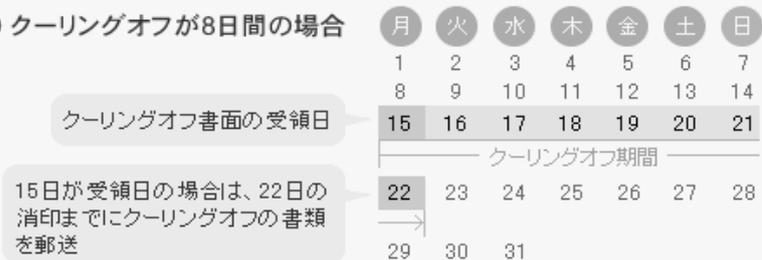


## クーリング・オフ一覧表

例) クーリングオフが8日間の場合



※クーリングオフの起算日は契約日ではなく契約書の受領日です

取引形態 <small>—根拠法令—</small>	適用対象	期間 <small>書面交付日より</small>
訪問販売 <small>—特定商取引法—</small>	販売業者の営業所や店舗（以下、「店舗」と言う）以外の場所における契約（キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法も適用あり）	<b>8日間</b>
電話勧誘販売 <small>—特定商取引法—</small>	販売業者から電話で勧誘を受けて（電話をかけさせられた場合も含む）、締結した契約	<b>8日間</b>
連鎖販売取引 <small>（マルチ商法） —特定商取引法—</small>	ほかの人を加入させれば利益が得られると言って商品を買わせたり、その他金銭的負担をさせる契約（店舗契約を含む）※中途解約権あり	<b>20日間</b>
特定継続的役務提供契約 <small>—特定商取引法—</small>	5万円を超えるエステ・外国語会話・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの6業種に関する継続的役務提供契約（店舗契約を含む） ※中途解約権あり	<b>8日間</b>
業務提供誘引販売取引 <small>—特定商取引法—</small>	内職商法（仕事の紹介や、仕事を提供するために必要と言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせる）による契約（店舗契約を含む）	<b>20日間</b>
個別クレジット契約 <small>（商品購入のつどクレジット申込書を作成する方式） —割賦販売法—</small>	上記5つの契約に伴う	<b>8日間</b>
	個別クレジット契約	<b>20日間</b>
生命保険・損害保険契約 <small>—保険業法—</small>	保険会社と営業所等以外の場所で、契約期間1年を超える生命保険・損害保険契約 ※契約にあたり、生命保険会社が指定した医師の診察を受けた場合は、適用なし（クーリング・オフ制度の取り扱いには保険会社や商品によって異なりますので、詳しくは保険会社に確認しましょう）	<b>8日間</b>

## クーリング・オフ制度のある取引形態であっても、クーリング・オフが出来ない場合

- ✚ 「訪問販売」や「電話勧誘販売」では、営業のために結んだ契約や、3000円未満の現金取引はクーリング・オフができません。
- ✚ 化粧品や健康食品など、開封すると商品価値がほとんどなくなってしまうような政令指定消耗品は、開封したり一部消費すると、クーリング・オフできなくなる場合があります。

政令指定消耗品	
①	動物および植物の加工品でいわゆる「健康食品」等と呼ばれているもの（医薬品を除く）
②	不織布、織物（幅13センチメートル以上）
③	コンドーム、生理用品
④	防虫剤、殺虫剤、防臭剤、脱臭剤（医薬品を除く）
⑤	化粧品、毛髪用剤、石けん（医薬品を除く）、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム、歯ブラシ
⑥	履物
⑦	壁紙
⑧	配置薬

- ✚ 通信販売の場合、クーリング・オフの制度はありません。注文する前に返品特約をよく確認しましょう。

※上記以外にも、クーリング・オフ制度が設けられている取引があります

その他、クーリング・オフ制度のある契約（代表的なもの）	期間
宅地建物取引（店舗外での、宅地建物取引業者が売り主となる宅地建物取引）	8日間
冠婚葬祭互助会契約（店舗契約を含む、冠婚葬祭互助会の入会契約）	8日間
預託等取引契約（店舗契約を含む、指定商品の3か月以上の預託取引）	14日間
投資顧問契約（店舗契約を含む、金融商品取引業者との投資顧問契約）	10日間
ゴルフ会員権契約（店舗契約を含む、50万円以上のゴルフ会員権の新規販売契約）	8日間

**不明な点は、消費生活センターまでお問い合わせください！**